

仙台市

部活動地域展開の基本的な計画

～広がる つながる 中学生の新しい休日～

(中間案)

令和8年10月

仙台市教育委員会

仙台市部活動地域展開の基本的な計画

～ 広がる つながる 中学生の新しい休日 ～

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 基本的な計画の策定にあたって	
1 部活動の地域展開とは・・・・・・・・・・	2
2 国の動向（方針）・・・・・・・・・・	2～3
3 宮城県の動向・・・・・・・・・・	3～4
4 本市の状況・・・・・・・・・・	4～5
第2章 本市における休日の部活動地域展開	
1 目指す方向性と基本的な枠組み・・・・・・・・	6～10
2 本市の認定地域クラブ活動・・・・・・・・	10～11
第3章 地域展開の推進に向けて	
1 地域展開の円滑な推進に当たっての各種検討課題への対応・・・・・・・・	12～13
2 休日の部活動地域展開 推進スケジュール（案）・・・・・・・・	14
3 計画の推進に向けて・・・・・・・・	14
【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・	15

はじめに

令和6年12月に一部改訂された学習指導要領解説において、中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある、としています。さらには、少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される、ともしています。また、法律上の義務のない教育課程外の活動であるものの、学校教育の一環として行われる学校部活動(以下、「部活動」という。)については、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高い、としています。

一方で、急激な少子化が進行する中、部活動をこれまでと同様の体制で運営することは困難な状況となってきており、学校や地域によっては存続が厳しい現状があります。国は、部活動の維持が困難となる前に、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することを目指し、「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月)」を策定しました。その中で、学校と地域との連携・協働により、学校主体の部活動から地域主体の地域クラブ活動へと移行する方針を示し、令和5年度から令和7年度を改革推進期間と位置付け、地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域展開を推進する方針を示しました。

こうした国の動向を受け、本市では、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現することを目的とし、令和6年度に「仙台市部活動地域展開検討協議会」を設置し、有識者や学校関係者、競技団体等の関係団体と地域展開に係る協議を重ねてきました。

このたび国が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月)」を策定したことを踏まえ、新たに本市における今後の取組の方向性を取りまとめた「仙台市部活動地域展開の基本的な計画」を策定しました。副題を「広がる つながる 中学生の新しい休日」とし、この地域展開が本市中学生の可能性や交流等を広げ、地域とのつながりや将来の夢の実現につながるきっかけになることを願いとして込めています。

これまで学校単位で行われてきた部活動の教育的意義や役割を継承・発展させつつ、中学生が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会を確保・充実させるため、また、より多くの中学生が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備できるよう、部活動の地域展開に取り組んでまいります。

※本計画において「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を指します。

第1章 基本的な計画の策定にあたって

1 部活動の地域展開とは

少子化が進む中、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実することを目的とする国の方向性を受け、地域の実態を踏まえた「部活動の地域展開」の取組が全国的に進められています。また、その取組の実施にあたっては、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要とされています。

「部活動の地域展開」とは、生徒のスポーツ・文化芸術活動を部活動から学校を含めた地域全体で支える地域クラブ活動に展開することを指します。「地域展開」という文言には、①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とする、という部活動改革の理念等をより的確に表す意図が込められています。

なお、本市における部活動地域展開は、市立中学校を対象として検討を進めます。

2 国の動向（方針）

(1)学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）】

少子化や学校における働き方改革により、部活動の持続可能性における困難さがますます顕著となる状況について、中央教育審議会や国会等においても指摘されるようになったことを受け、スポーツ庁及び文化庁は、部活動の適正化に向けた改善方策や地域との連携・協働、地域への移行の方向性を示しました。また、令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、同年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について方向性を示しました。

【令和4年ガイドライン要旨】

・少子化が進む中であっても、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために速やかに部活動改革に取り組む。
・部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方及び新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応をとる。
・「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」との意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備する。

(2)部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン【文部科学省（令和7年12月）】

令和8年度以降の取組の方向性として、令和7年5月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が最終取りまとめを行い、「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」を踏まえ、国は、同年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を示し、令和4年のガイドラインを改訂しました。

【令和7年ガイドライン要旨】

・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させる。
・障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する。
・地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることにより新たな価値を創出する。

<改革期間>

令和8年度	令和9年度	令和10年度	中間 評価	令和11年度	令和12年度	令和13年度
改革実行期間（前期）				改革実行期間（後期）		

<休日の部活動>

- ・改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指します。
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手します。

<平日の部活動>

- ・各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進します（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証する）。

<認定制度>

- ・競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や、質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築します。

3 宮城県の動向

(1)学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン 第3版【宮城県・宮城県教育委員会（令和8年4月）】

県は令和5年3月に「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第1版」を示しました。令和7年3月には国の動向や県内の取組状況を踏まえて第2版として示しました。さらに令和8年4月に示した最新の第3版では、県内の地域展開の進捗状況や令和8年度中に休日の学校部活動を地域クラブ活動へ展開する県立中学校の動きなどを踏まえ、更新しました。

【ガイドライン第3版要旨】

- ・令和10年度中には、県内全ての市町村で、休日の学校部活動を行わないことを目標にして、地域でスポーツ・文化芸術活動ができる環境整備を進める、という県内全体のスケジュールの目安を示す。
- ・これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要がある。
- ・年齢や性別、障害の有無に関わらず参加・交流が促進されることで、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上、健康長寿社会の実現、地域社会の維持・活性化等につながることも考慮する。

4 本市の状況

本市における市立中学校等の生徒数や部活動数等の推移は図1・表1のとおりとなっており、減少傾向にあります。例えば運動部においては部活動加入率の低下も相まって、チームスポーツでは複数校による合同チーム結成の必要性が高まるなど、各校の部活動運営が困難になっている側面もあります。

また、表2から本市における0歳から12歳までの令和8年度4月時点の人口を見ても、減少傾向となっています。

今後もこれまでと同様の推移をしていくものとして仮定すると、中学校では学級数が減少し、関連して顧問を担う教員の数も減り、部活動の運営がより一層難しくなっていくと考えられ、対応が必要です。このため、本市においても地域展開を推進していくことで生徒の興味・関心を高め、主体性を継続的に育てていくことが求められています。

図1 生徒数の推移（仙台市立学校一覧より）

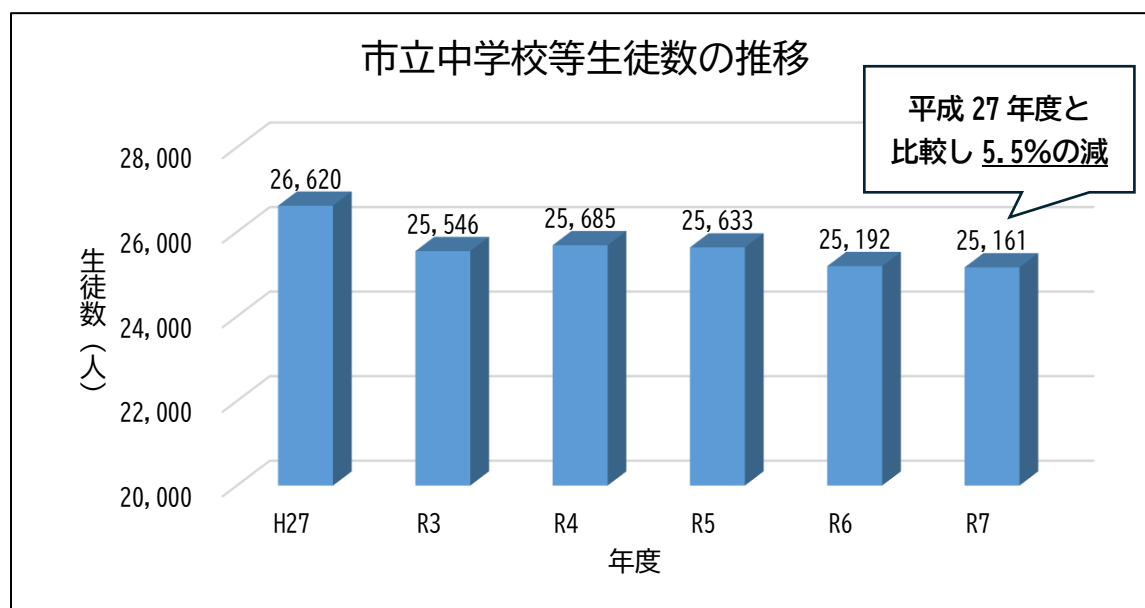


表1 部活動数等の状況（部活動に関する調査より） ※小数点第2位を四捨五入

		H27 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	増減
1	運動部活動数	975	966	951	956	968	939	▲3.7%
2	文化部活動数	193	193	193	190	189	187	▲3.1%
3	運動部員数	19,827	17,719	17,430	16,922	16,370	15,994	▲19.3%
4	文化部員数	4,589	5,065	5,297	5,227	5,155	5,102	11.2%
5	部活動加入率	91.7%	89.2%	88.5%	86.4%	85.4%	83.8%	▲7.9 ポイント
6	運動部加入率	74.5%	69.4%	67.9%	66.0%	65.0%	63.6%	▲10.9 ポイント
7	文化部加入率	17.2%	19.8%	20.6%	20.4%	20.5%	20.3%	3.1 ポイント
8	合同チーム編成校数	15 校	35 校	40 校	43 校	44 校	49 校	226.7%

※増減については平成 27 年度と令和 7 年度の数値を比較しています。

※合同チームとは、単独でチーム編成が困難な複数の学校により合同で編成されるチームです。

表2 令和8年度4月時点の仙台市における12歳から0歳までの人口（住民基本台帳より）

年齢	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
人口	8,978	8,782	8,973	8,537	8,323	7,933	7,701	7,360	7,247	6,788	6,446	6,024	6,032

<市立中学校等の生徒数>

今後も減少していくことが見込まれ、部活動数の維持や顧問の適正数配置がますます難しくなっていくことが想定される。

第2章 本市における休日の部活動地域展開

1 目指す方向性と基本的な枠組み

<仙台市教育構想 2026 との関わり>



(1) 目的・目標

< 目 的 >
主体的な選択や多様な人とのつながりの場を確保し、 生徒の可能性を広げ、よりよく生きる力を育む。
< 目 標 >
中学生が自らの興味・関心に合わせて、 主体的に活動を選択できる休日の活動環境を構築する。

近年、少子化の進行により、従来の学校単位での部活動運営の持続可能性が課題となっています。このため、主体的な選択や多様な人とのつながりの場を確保し、生徒の可能性を広げ、よりよく生きる力を育むことを目的として、休日の部活動地域展開を推進します。

【仙台市】休日の部活動地域展開後 中学生の新しい休日の過ごし方



本市の部活動地域展開は「学校部活動をそのまま地域にスライドさせるもの」ではなく、
「**中学生の休日の新しい過ごし方を示すもの**」です

平日は各中学校の部活動で活動できます

【平日】学校部活動



学校部活動は原則、
一人一つの部活動

部活動への加入は
原則、任意

休日はクラブ・団体等に任意で加入し活動できます

【休日】クラブ・団体等での活動



複数加入すること
もできます

平日の部活動とは違った競技、
分野のクラブ・団体等で活動
することもできます

ボランティア等の
活動もできます

クラブ・団体等に加入せず、自分の時間として過ごすこともできます

学区に関わらずクラブ・団体等で活動できます（市内全域から参加可能）



クラブ・団体等は認定地域クラブを含む多様なクラブ・団体・活動を指します

クラブ・団体等

※いずれにも任意で加入できます

多様なクラブ・団体・活動

スポーツ・文化・芸術・学習・ボランティア活動等
様々な選択肢があります

市内で活動する多様なクラブや教室、サークル等

認定地域クラブ

基準を満たし、市に認定されたクラブ等



適切な活動
時間と休養日



研修を受けた
指導者



保険加入
必須



安定した
活動場所

【休日の部活動地域展開後の中学生の活動】

	地域展開前	地域展開後
平 日	学校部活動での活動が基本	
休 日	学校部活動での活動が基本	クラブ・団体等での活動が基本（地域展開） ※学校部活動は行わない

【現行の学校部活動との比較】

項 目	現行の学校部活動	地域展開後の姿（想定）
活 動	平日及び休日に活動	休日の学校部活動は行わない （平日の学校部活動は当面の間継続）
実施種目等	各校が設置するスポーツ・文化活動等が中心	市内で運営しているクラブ・団体等の種目やボランティア活動等 ※市外で運営しているクラブ・団体等への加入を制限するものではない
加入（入部）	①在籍校の部活動に限定される ②原則、一つの部活動への入部に限定される ③部活動への入部は原則任意（入部しない選択肢あり） ④対象者は中学生のみ	①学区を越えて自身の興味・関心に応じたクラブ・団体等に参加できる ②複数のクラブ・団体等に参加できる ③クラブ・団体等への加入は任意 ④中学生だけでなく小学生から成人まで幅広い年代が対象
活動場所	原則、在籍する学校施設を利用した活動	・認定地域クラブ（P10 参照）は中学校施設を利用した活動中心 ・その他各クラブ・団体等が活動する場所（施設）での活動
指導者	各部活動の顧問（教員）や部活動指導員、外部指導者	各クラブ・団体等の専門の指導者
活動期間	3年生の大会終了時まで	中学校在籍期間に限らず、継続した活動が可能（小学校から高校まで等）
活動に係る費用	原則、無料	原則、有料（受益者負担）
保 険	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度適用	各クラブ・団体等が加入する保険適用

【部活動地域展開が生み出すもの】



学校部活動には、長年にわたり学校教育を支える一端として大きな役割を担ってきた教育的意義や価値があります。一方で、生徒の興味・関心、価値観の多様化が進み、これまでの学校部活動だけでは多くの生徒のニーズに十分応えられない状況が生じている側面もあります。そこで、本市においては、生徒一人ひとりの個性や得意分野を尊重した、様々な体験や世代間の交流、新たな仲間とつながる機会等を提供し、学校部活動の教育的意義と合わせて新しい価値を一人でも多くの生徒が享受できるよう、制度や環境の整備に努めます。

(3)実施時期

<実施時期（案）>

令和11年度2学期開始（目途）から、休日の学校部活動を行わない。

国が示す令和7年のガイドラインを踏まえ、令和8年度から10年度までの「改革実行期間（前期）」において、本市では各種課題への対応を検討しながら運営体制を整備し、本市の実情に沿った地域展開の在り方を示します。

「改革実行期間（後期）」の初年度にあたる令和11年度の2学期開始（目途）より、休日の学校部活動は行わないこととします。

※平日の学校部活動については、令和10年度末までに活動時間を2時間以内又は下校時刻までの早い方までとします。また、平日の学校部活動については当面の間継続し、平日の部活動地域展開については国の動向を注視しながら検討を進めます。

(4)休日の部活動地域展開の基本的な枠組み

①対象となる校種

- ・市立中学校

②活動形態

- ・生徒は、スポーツ系・文化系など多様な種目、また、競技志向・レクリエーション志向など多様な活動方針の選択肢（クラブ・団体等）から、学区を越えて自由に選択し、クラブ・団体等の様々な活動に参加することができます。※参加は任意で、個人の活動も含みます。
- ・部活動の教育的意義を継承する「認定地域クラブ活動」は活動の選択肢の一つです。
- ・生徒は一種類の活動に限らず、複数の活動に参加することも可能です。

③運営形態・運営主体

- ・様々な活動の運営主体は地域の団体や個人を想定しています。

・本市の役割は、特に認定地域クラブの管理・指導を想定しています。

④費用負担

・受益者負担を原則とし、所属するクラブ・団体等に会費を支払います。

⑤保険（賠償・傷害）

・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象外となるため、生徒や指導者はスポーツ保険等に参加する必要があります。

⑥責任の所在

・活動中の責任については、原則、クラブ・団体等の運営主体が負います。

⑦学校部活動との関わり

・活動の場となるクラブ・団体等は、学校部活動をそのままスライドするものではなく、生徒が入部している学校部活動とは違う分野、種類の活動に参加することも想定しています。

2 本市の認定地域クラブ活動

<認定地域クラブの認定>

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動等を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主目的としたクラブ・団体等を「認定地域クラブ」に認定。

(1)在り方

これまで学校部活動が担ってきた、好ましい人間関係の形成等に資するなどの教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる「新たな価値」と今後の本市中生代の「新しい活動の形」を創出することが期待されます。また、地域の実情に応じた適切な形態等で実施されることが重要です。競技性や成果のみを偏重するのではなく、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動等を楽しむために必要な資質・能力等を育てることが求められます。

(2)認定制度

競技力の向上を主目的としたクラブ・団体等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続き等に基づき、本市が認定を行う仕組みを構築します。認定されたクラブ・団体等については、「仙台市認定地域クラブ」と称します。

(3)認定地域クラブのメリット

認定地域クラブについては、以下のようなメリットを想定しています。（国のガイドラインより）

①生徒・保護者に対する教育委員会からの情報提供（活動の内容や場所等）

②公的支援（中学校施設の優先利用、使用料減免、学校備品等の活用等）

③認定地域クラブ活動への従事を希望する教員等の兼職兼業

※指導者を必要としている認定地域クラブへの対応について、人材バンク等によるマッチングを行い、運営の持続性をサポートすることを想定しています。

※上記③について、教員としての勤務を要する日においては、本来業務等の兼ね合いで兼職兼業が難しい場合があります。

(4) 認定制度の概要

国の認定制度をベースとし、本市の実情に沿った認定要件や手続き等を取りまとめたものを示します。

【認定要件の基本】※国が示す要件に準拠

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施 等）
② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（「こども性暴力防止法」 ^注 適用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等）
⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
⑥ 適切な運営体制が確保されていること
⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

注：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

【手続き等】

- ①各クラブ・団体等の運営主体が申請書等を提出、審査の後に認定の通知を行います。
- ②認定の有効期限は最長3年とし、当該年度の年度末までとします（更新制度あり）。

【認定地域クラブ 認定申請のイメージ】



【認定地域クラブ以外の様々な活動について】

- ①本事業における認定地域クラブの制度は、それ以外の様々な活動を妨げるものではありません。
- ②認定地域クラブ以外の様々な活動についても、本市中学生の活動の場であることから、可能な範囲内で連携を図ります。（連携の具体については今後も検討を行う）

第3章 地域展開の推進に向けて

1 地域展開の円滑な推進に当たっての各種検討課題への対応

(1)課題：運営団体・実施主体の体制整備等

スポーツ団体や文化芸術団体、ボランティア団体など様々なクラブ・団体等を想定し、実施主体の確保に努める。

本計画の推進のためには、域内のクラブ・団体等との連携が重要です。意識調査の実施や地域展開の取組に係る内容のアナウンス、認定地域クラブ化に向けたサポート等、様々な形で連携を行います。また、十分な受け入れ人数のキャパシティの確保に向け、認定地域クラブだけでなく、地域展開に理解・協力を得られるクラブ・団体等についても連携を図ります。

(2)課題：指導者の配置に係る対応

部活動指導員や部活動外部指導者、指導へ関わり続ける意思を持った教職員等、専門性や資質・能力を有する指導者が認定地域クラブで指導できる仕組みを構築する。

既に部活動指導員や部活動外部指導者として活動中の人材に対し、休日の指導機会について情報提供を行うとともに、指導に関わる意思を持った教職員について、人材を必要としている認定地域クラブに対しマッチングを行います。また、クラブ・団体等での指導を希望する地域の人材についてもマッチングが可能となる仕組みの構築を図ります。

(3)課題：認定地域クラブの活動場所の安定化

中学校施設を認定地域クラブに優先的に貸し出す。

これまで学校部活動で使用していた休日の時間帯について、中学校施設を優先的に認定地域クラブへ貸し出すことで、活動場所の安定化を図るとともに、そのために必要な仕組みや設備環境を整えられるように努めます。

(4)課題：地理的な要因により移動に不安を抱える生徒への対応

市内全域で認定地域クラブ立ち上げを支援し、移動の負担軽減に努める。

市内中心部だけでなく、郊外地域で活動しているクラブ・団体等に対し、認定地域クラブ化への理解が深まるよう周知を図ります。また、新規クラブ・団体等の立ち上げを検討している団体等に対し、立ち上げ段階からの支援を行い、クラブ・団体等の増加を図ります。

(5)課題：生徒の活動時における安全確保

指導者に対し研修を継続実施し、適切な指導が提供できるよう努める。

指導者に対し、継続的な研修の機会を設け、学び続けることができる環境を整備します。

認定地域クラブにおいては、研修の受講を指導者登録の条件とするなど、指導上の安全確保を図るとともに、受講済み指導者が複数名在籍することを認定要件に盛り込むなど、多くの指導者が活動に関わり、生徒を見守ることができるよう環境整備を図ります。

また、活動場所及び使用する用具等についての安全点検の実施を義務付けるなど、安全な活動環境の整備を図ります。

(6)課題：児童生徒、保護者に対する情報提供

地域展開に係る情報の周知により、理解の促進を図る。

域内にどのような活動機会があるのかなど、地域展開に係る情報等を適切に発信します。また、小学生やその保護者が中学校入学前に入学後のイメージができるよう情報提供の時期や方法を工夫します。

(7)課題：中学校との連携

認定地域クラブと学校が連携できるよう、活動状況などに関する情報を必要に応じて共有する。

共有すべき情報を精査し、過度な負担とならないよう配慮します。また、クラブ・団体等と学校との連携をよりスムーズにするために、情報共有のツールを取り入れるなど、連携の推進を図ります。

(8)課題：関係団体・教育機関・民間企業との連携

関係団体や教育機関、民間企業と連携・協働を図るとともに、大会等に関することについて検討を進める。

各々が持つ繋がりやノウハウを生かしていくことで、本市中学生の活動を支えるための連携・協働を図ります。

また、主に中学校体育連盟や吹奏楽連盟等が主催する大会・コンクール等に関すること（参加条件や教員の運営への関わり等）については、今後、主催団体と協議のうえ決定していきます。

(9)課題：生徒の多様な関心や実態に応じた活動の場の提供

周知活動を通じ、多種多様な分野のクラブ・団体等からの本事業への協力を得るとともに、指導者が個々の生徒の実態に対する理解を深めることへの支援を実施することで、幅広い活動の場の提供に努める。

学校部活動にはない競技種目や活動内容のクラブ・団体等に対し、本事業の周知を図り、理解・協力を得られるよう努めるだけでなく、各種イベントや教室の開催情報等を発信し、より幅広い活動機会の提供に努めます。

また、指導者への研修に不登校や障害等個々の生徒の実態への理解に関する内容を含めるなど、一人ひとりの事情に応じた多様な参加がしやすくなるよう環境整備を図るとともに、その活動内容も実施しやすいものを取り入れることを促します。

2 休日の部活動地域展開 推進スケジュール（案）

令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
休日の学校部活動							休日の部活動 地域展開
		児童生徒・保護者への周知期間				加入申込	
		クラブ・団体等への周知期間		募集期間	認定審査	※随時実施	
					クラブ・団体等の活動機会に係る情報発信		
基本的な計画策定		各種ガイドライン作成					

3 計画の推進に向けて

- 本計画を幅広く共有し、より多くの市民（児童生徒や保護者、指導者等）に計画の内容について理解を得られるよう、情報発信を行います。
- 幅広いクラブ・団体等の運営主体の参画のもと、様々な課題解決について継続して取り組みます。
- 本計画について、休日の部活動地域展開の実施開始後、3年経過を目途に進捗状況や課題を振り返り、計画見直しの可否について検討を行います。

【参考資料】

<語句の定義>

地域展開	生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動からクラブ・団体等での活動に展開すること。 ※①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える。 ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支える。 ※クラブ・団体等での活動実施に当たっても、学校施設の活用や、従事を希望する教師等の兼職兼業、学校との情報共有等、学校との連携を図る必要があり、地域展開した場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになることに留意が必要。
地域連携	学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること。
認定地域クラブ(活動)	競技力向上を主目的としたクラブ・団体等との区別や質の担保等の観点から、国がガイドラインにより示す認定要件及び認定手続等に基づき、市町村等において認定されたクラブ・団体等のことであり、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動。

<活動機会（クラブ・団体等）の例>

前提：学校部活動の有無は関係しません

活動機会（クラブ・団体等）の例
・スポーツ少年団 ・民間クラブ ・総合型地域スポーツクラブ ・市民センターや自治体等が実施するスポーツ教室やイベント ・e-sports ・吹奏楽団 ・合唱団 ・伝統芸能（神楽、和太鼓、踊り等）の各種団体 ・ボランティアサークル ・ジュニアリーダー ・ボーイスカウト ・ガールスカウト ・文化芸術系（英会話、絵画、パソコン、書道、茶道等）の教室や団体 ・任意団体によるクラブや教室、イベント 等

※団体に加入せず個人で行う活動も含みます

※不定期的な活動や単発の活動も含みます（例：●●教室、●●イベント 等）